

入札公告

次のとおり一般競争に付します。

平成29年3月10日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構登別病院

院長 伊藤 美夫

1. 競争入札に付する事項

- (1) 契約件名 院内清掃業務委託
- (2) 契約案件の仕様等 仕様書及び入札説明書による
- (3) 履行場所 独立行政法人地域医療機能推進機構 登別病院
- (4) 契約期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日
- (5) 入札方法

第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額（税抜金額）を記載した入札書を提出すること。

2. 競争に参加する者の必要資格に関すること

- (1) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。（独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則第5条、第6条）
 - ① 当契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人）
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年5月15日法律第77号）第32条第1項各号にあげられる者及び、これに準ずる者
 - ④ 次の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年を経過していないも者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ）
 - ア 契約の履行に当たり、故意に役務を粗雑におこない、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

ウ 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由なく契約を履行しなかった者

カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ク 前各号に類する行為を行った者

(2) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供」のC以上に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 北海道内で本店登録を行っているか、北海道内に支店、営業所等を有しており、同支店、営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っているもの。

(4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

(5) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。

(6) (一財)医療サービス振興会が認定する病院清掃業務に関する医療関連サービスマークを有すること。

(7) (公社)全国ビルメンテナンス協会の病院清掃受託責任者講習会の修了者が1名以上であること。

3. 入札及び契約事項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書(入札関係書類)の交付場所及び問い合わせ先

〒059-0598 北海道登別市登別温泉町133番地

独立行政法人地域医療機能推進機構 登別病院 経理班

電話 0143-84-2165

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期限及び方法

平成29年3月24日(金) 17時00分

(1)の交付場所にて交付する。

(3) 入札申込書受領期限

平成29年3月27日(月) 17時00分

(4) 入札の日時及び場所

平成29年3月29日(水) 11時30分

独立行政法人地域医療機能推進機構 登別病院 会議室(3号棟5階)

4. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

(2) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した件名を履行できることを証明する書類を添付して、入札申込書を受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 「要」

(6) 契約の決定方法

契約事務取扱細則34条及び35条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 詳細は入札説明書による。